

奈良市家庭系ごみ収集運搬業務作業手順書

【目次】

- 1. 作業前の事項・・・・・・・・・・P1～2
 - (1)当日分収集計画の確認
 - (2)従事者数の確認
 - (3)配車計画
 - (4)作業分担の発表と詳細指示
 - (5)受け持ち作業の確認と計画
 - (6)諸準備
 - (7)作業前準備運動
 - (8)出発
- 2. 車両・・・・・・・・・・P2
 - (1)作業開始前点検
- 3. 走行時・・・・・・・・・・P3
 - (1)安全運転の厳守
 - (2)安全確認の励行
 - (3)品位の保持
- 4. ごみ収集箇所での停車・・・・・・・・P3
 - (1)安全確認（到着時）
 - (2)車両停車場所
 - (3)安全誘導
 - (4)停車中の車両
- 5. 収集作業・・・・・・・・・・P3～6
 - (1)作業時間等
 - (2)出されたごみの確認
 - (3)積載する重量
 - (4)収集作業現場付近への配慮
 - (5)協力、協調、分担、支援、補完作業の励行
 - (6)安全作業
 - (7)迅速作業
 - (8)确实作業
 - (9)環境の保持
 - (10)積み込み後の確認
 - (11)市民への対応
 - (12)安全乗降
 - (13)安全確認
 - (14)洗車
- 6. 取り残しごみの処理・・・・・・・・P6～7
 - (1)処理方法
- 7. ごみ種別処理施設への搬入・・・・・・・・P7～9
 - (1)燃やせるごみ
 - (2)プラスチック製容器包装
 - (3)燃やせないごみ
- 8. 収集業務終了後・・・・・・・・・・P9
 - (1)駐車
 - (2)業務報告
 - (3)新型コロナウイルス等の感染症への対策

1. 作業前の事項

(1) 当日分収集計画の確認

業務を適正に執行するため、予め計画されている収集計画及び収集地図により、当日予定の、ごみ種・地域（範囲）・収集箇所を確認する。

(2) 従事者数の確認

当日に収集予定されている地域の各種ごみは、その日の内（定められた収集時間内）に収集を完了しなければならない。

そのため、出来る限り円滑に作業出発できるよう、早めの配車計画を立てなければならない。

また、運転手及び作業員の当日の急な欠勤は配車計画に支障を来すばかりか、収集作業の実施に重大な影響を及ぼすことを十分認識させ、作業に従事できない場合は「作業に従事できない」旨の申し出を、作業日の前日以前に必ず行うよう、周知、徹底しなければならない。

(3) 配車計画

① 当日の従事者数が確定の後、収集計画を基に、当日予定する業務について、配車計画（担当作業の割り当て）を行う。

② 作業割り当ては毎日行い、作業割当表を作成することが効率的であるとともに、当日の結果等を記述し翌月、翌年の配車計画等の参考とする。

③ 作業割当表の記載事項は、

ア. 当日分の「月日・曜日」、「天候」、「収集区域」、「収集ごみ種」、「稼働車両表示」

イ. 車両毎に「運転手名」、「作業員名」、「担当区域名」、「担当ごみ種」

ウ. 全体として「道路情報」、「注意事項」、「当日の記録」

エ. その他

④ 配慮する事項

作業分担に際しては、予め地域内の全ごみ収集箇所の位置を掌握の後、設定しているコース配分により、当日の作業割り当てを行い、収集漏れの無いようにすること。

(4) 作業分担の発表と詳細指示

業務責任者は、収集作業を適正に遂行するため朝礼等により、運転手及び作業員に配車計画を発表し、的確に伝達・周知するとともに自己の作業分担を理解させ、従事させる。

(5) 受け持ち作業の確認と計画

運転手及び作業員は、予め作成された収集地図により担当範囲及び作業順序を確認する。

(6) 諸準備

① 出発に際して、作業に必要な用品及び携行品等の確認を行う。

ア. 身分証明書

イ. 計量カード

ウ. 収集地図

エ. 取り残し理由シール（違反シール）※分別不良ごみ等へ貼付するシール

オ. 筆記用具（違反シール記入用の油性ペン等）

カ. 服装の確認（作業服、作業帽子、ゴム手袋、作業靴、雨天時の雨具・長靴、マスク）

運転手及び作業員は、当業務は奈良市の委託する公務であることを認識し、市民の信頼

を損なわないよう、身だしなみについても常に清潔を保ち、品位を損なわない服装で従事しなければならない。

キ. 清掃用具（ほうき・ちり取り等）

(7)作業前準備運動

労働災害を防止するため、全従事者が作業前準備運動を行わなければならない。

(8)出発

業務責任者は、各作業車、運転手及び作業員が適正に出発可能となっているかを確認し、適正に整っている場合のみ出発可としなければならない。

2. 車両

(1)作業開始前点検

運転手及び作業員は、毎日、作業出発前に各装置等の機能について作業開始前点検を行わなければならない。

①安全点検実施

- ア. ハンドルは正常に作動し、機能しているか。
- イ. ブレーキは正常に作動し、機能しているか。
- ウ. 方向指示器は正常に作動し、機能しているか。
- エ. 前照灯は正常に作動し、機能しているか。
- オ. 警笛は正常に作動し、機能しているか。
- カ. ブレーキランプは正常に作動し、機能しているか。
- キ. 車両後退時警報器は正常に作動し、機能しているか。
- ク. タイヤの空気圧は正常か。
- ケ. サイドミラー、窓ガラスは、汚れ、曇りも無く視認は適正になっているか。
- コ. シートベルトは正常に作動するか。
- サ. 消火器は有効期限を過ぎていないか。
- シ. その他必要な事項の実施。

②特殊装置の作動確認

- ア. 回転板又はプレスプレートは正常に作動するか。
- イ. 緊急停止装置は正常に作動するか。
- ウ. テールゲート落下防止は機能するか。
- エ. 排出装置は正常に作動するか。
- オ. 水抜き装置の水漏れは無いか。
- カ. その他必要な事項の実施。

③医薬品積載の確認

罹災時の応急治療薬等の用品は、有効期限内のもので揃っているか。

3. 走行時

(1)安全運転の厳守

道路交通法を厳守し、安全を最優先することは無論、奈良市が委託する公務であることを認識のうえ、ほかの模範となるよう努めなければならない。

(2)安全確認の励行

運転手は「視認性が悪い」ことを念頭に乗車し、右左折、後退を行う場合は、作業員との連携を密にしなければならない。

ごみ収集箇所は、広い道路沿いのみならず、その多くは生活に密着した場所に設置されている。そのため、収集車両は殆どが生活道路を通行することになるため、人や自転車の急な飛び出し等の危険と隣り合わせであることを念頭に、予防運転に努めなければならない。また、新型コロナウイルス等の感染症への対策として、適宜、作業車の窓を開放し換気すること。

(3)品位の保持

乗車中における業務連絡以外の携帯電話の使用、くわえタバコや食事（水分補給は可）は、危険であるばかりか、市民の信頼を損なうこととなり、厳に慎まなければならない。

4. ごみ収集箇所での停車

(1)安全確認（到着時）

停車場所を確定するため、作業員は、状況に応じてごみ収集箇所到着の手前で降車し周囲の安全を十分確認し、適正な停車場所に車両の誘導を行わなければならない。

(2)車両停車場所

①殆どのごみ収集箇所は道路に面している。路上に停車しての作業になるため他の通行への支障は極力、最小限になるよう努めること。

②車両の停車位置は、積み込み作業が迅速に行えるよう、個々のごみ収集箇所の状況に応じて安全性・作業効率・他の通行等に配慮した場所でなければならない。

(3)安全誘導

停車し作業している時に、車両・歩行者等他の通行があるときは、周囲の状況が安全であることを十分確認のうえ、安全に誘導しなければならない。

(4)停車中の車両

停車中はハザードランプを点灯し、他の通行者に停車中を知らせなければならない。

5. 収集作業

作業は、市民と最も密接な行為であり、多くの市民がその作業ぶりは無論のこと一挙手一投足を注目しているところである。奈良市が委託する公務であることを十分認識し、その行動は快活且つ迅速、確実でなければならない。

(1)作業時間等

ごみの収集開始時刻は、ごみの種類に関係なく午前7時30分以降からとする。

ア. 燃やせるごみの収集作業は、おおむね正午までに完了すること。

イ. プラスチック製容器包装の収集作業は、おおむね午後2時30分までに完了すること。

ウ. 燃やせないごみの収集作業は、おおむね午後2時30分までに完了すること。

(2)出されたごみの確認

収集は、効果的且つ効率的な適正処理を行うため、以前より市民に周知し、お願いしている正しい出し方のなされているものについてのみ、収集しなければならない。

①燃やせるごみ

ア. 45ℓ以下の透明または半透明の袋に入っているか。

イ. 可燃性の物であるか。

ウ. 可燃性の物であっても、大型ごみは収集しない。

エ. 他のごみ種（燃やせないごみ、プラスチック製容器包装、再生資源、大型ごみ、有害ごみ）が混載されていないか。

オ. その他、「奈良市のごみ事典」による。

②プラスチック製容器包装

ア. 45ℓ以下の透明または半透明の袋に入っているか。

イ. プラスチック製容器包装であるか。

ウ. プラマークのない容器包装や他のごみ種（燃やせるごみ、燃やせないごみ、再生資源、大型ごみ、有害ごみ）が混載されていないか。

エ. その他、「奈良市のごみ事典」による。

③燃やせないごみ

ア. 45ℓ以下の透明または半透明の袋に入っているか。

イ. 不燃性の物であるか。

ウ. 不燃性の物であっても、大型ごみは収集しない。

エ. 重さが5kg未満であるか

オ. 他のごみ種（燃やせるごみ、プラスチック製容器包装、再生資源、大型ごみ、有害ごみ）が混載されていないか。

カ. その他、「奈良市のごみ事典」による。

(3)積載する重量

ごみ種により積載できる量は異なってくるが、各作業車の法定積載量を超えてはならない。

①燃やせるごみ

・水気の多い時期は、嵩に比して重量が多くなるので注意する。

・雨天時には、過積載になりやすいので注意する。

・水抜き蓋（栓）を開けて走行してはならない。

・ごみ処理施設等への移動中は、積み込みゲートの蓋は閉じ、ごみの飛散防止に努めなければならない。

②プラスチック製容器包装

・嵩に比して重量は少ない。

・ごみ処理施設等への移動中は、積み込みゲートの蓋は閉じ、ごみの飛散防止に努めなければならない。

③燃やせないごみ

・嵩に比して重量が多く、過積載に注意しなければならない。

・ごみ処理施設等への移動中は、積み込みゲートの蓋は閉じ、ごみの飛散防止に努めなければならない。

(4)収集作業現場付近への配慮

収集作業は、奈良市が委託する公務であることを常に意識し、作業中の私語談笑は厳に慎まなければならない。人家に接するごみステーションにあたっては、作業中の騒音による影響を常に考慮し、可能な限り抑制するものとする。

(5)協力、協調、分担、支援、補完作業の励行

運転手及び作業員は、迅速な作業を行うため、安全な作業となるためにも、互いに作業の分担、作業協力、支援は不可欠であること、また、ごみステーションごとに収集完了していくという責任感のなかで、互いの作業をも確認しながら、十分でない事柄については補完すること等は基本であるとともに、常に意識し作業しなければならない。

(例) 重量物の積み込み、散乱ごみの清掃、ごみ収集箇所の扉の開閉など

(6)安全作業

ごみステーション扉の開閉時、積み込み作業時等には、罹災しないよう十分注意しなければならない。

(7)迅速作業

収集作業は、その日の内に収集を完了させることが基本であるとともに、作業開始から各処理施設へ投入までの時間が限られていることを考えると、その収集作業は可能な限り迅速でなければならない。

(8)確実作業

特に、燃やせるごみの積み込み時には急ぐ余りに積み落としになるなど、周囲にごみを散乱させないように、環境に配慮しながら確実に作業しなければならない。

(9)環境の保持

積み込み時に落ちたもの、飛散したものは、ほうきとちり取り等により収集し、取り残してはならない。

(10)積み込み後の確認

作業終了後は、以下及び必要な事項を確認しなければならない。

①取り残しごみ（不適正排出ごみ）には、適正な表示を行ったか。

②飛散ごみは、きれいに収集したか。

(11)市民への対応

収集作業は、奈良市が委託する公務であることを常に認識し、市民との挨拶はもとより、対応に際しては丁寧且つ明朗、快活でなければならない。

(12)安全乗降

車両の乗り降りに際しては、扉開閉時に他の通行が無いのか、周囲（特に後方）に注意を払い、安全確認を十分行わなければならない。降車時は、危険を防止するうえからも、飛び降りては

ならない。

(13)安全確認

車両の出発、右左折、後退、車線変更、駐停車などに際して、運転手及び作業員は、作業車は視認性が悪いことを念頭に車両操作するとともに、相互に連携し安全確認を確実にしなければならない。

(14)洗車

燃やせるごみの収集作業終了後に同じ車両でプラスチック製容器包装を収集する場合は、プラスチック製容器包装の収集作業開始までに必ず洗車しなければならない。また、洗車した際の汚水等は、適正に処理しなければならない。

6. 取り残しごみの処理

取り残す時は、止むを得ない正当な理由でなければならない。

(1)処理方法

①不適正排出ごみの場合

以下の様式を参考に、収集できない事由を表示する「取り残し理由シール(違反シール)」を作成すること。不適正排出があった場合、違反シールの該当理由にチェックし日付を記入した後、当該ごみに貼り付け、取り残しを行うこと。

なお、取り残し、且つ違反シールを貼付することの意義と、事の重大さを認識し、貼付に際しては慎重でなければならない。

(参考様式)

<p>収集することができません。</p> <p>▶以下のものが混ざっていますので、分別して排出してください。</p> <p><input type="checkbox"/>燃やせるごみ</p> <p><input type="checkbox"/>燃やせないごみ</p> <p><input type="checkbox"/>プラスチック製容器包装 23</p> <p><input type="checkbox"/>再生资源</p> <p>(びん、ペットボトル、紙パック、缶、スプレー缶、カートリッジ式ガスボンベ)</p> <p>⇒再生资源収集日に排出してください。</p> <p><input type="checkbox"/>大型ごみ・有害ごみ ()</p> <p>⇒大型ごみに申し込んでください。</p> <p>▶適正に排出してください。</p> <p><input type="checkbox"/>一時多量ごみ</p> <p>⇒ご自身で環境清美センターに持ち込むか、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼してください。</p> <p><input type="checkbox"/>45ℓまでの透明か半透明の袋に入れて排出してください。</p> <p><input type="checkbox"/>中が見えません。分別を確認できるように排出してください。</p> <p><input type="checkbox"/>事業系ごみと思われます。</p> <p>月 日</p> <p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 TEL0742-**-****</p>

運転手及び作業員は、違反シールを貼って取り残した時は速やかに、次の事項を事務所の業務責任者に報告しなければならない。

ア. ごみ収集箇所の位置

イ. 取り残し理由及び取り残し(違反シール貼付)個数

ウ. 個別の詳細

②ごみ収集箇所に鍵が掛かり、収集できない場合

運転手及び作業員は、次の事項を記した貼り紙をし、業務責任者に報告する。

- ・ごみ収集箇所に鍵が掛かり、ごみを収集できなかったこと
- ・収集に来た日時
- ・連絡先及び連絡が必要であること

業務責任者は、ごみ収集箇所の管理者と連絡を取り、状況を説明し、再発しないよう十分注意喚起を行ったうえ、極力その日のうちに収集するものとする。

③ごみ収集箇所の出入り口が車等により塞がれ、収集できない場合

運転手及び作業員は、ごみ収集箇所の出入り口が車等により塞がれ、収集できない場合、業務責任者に報告する。業務責任者は、ごみ収集箇所の管理者と連絡を取り、状況を説明し、再発しないよう十分注意喚起を行ったうえ、極力その日のうちに収集するものとする。

④収集漏れ

当日の予定作業が終了した頃に、市民からの通報により発覚することが多い。謝意を表明し、即時収集を行わなければならない。処理施設の受け入れ時間終了後であれば、車両に積み置くものとする。

⑤その他

いずれの事由であっても、極力その日のうちに収集するよう、努力するものとする。

7. ごみ種別処理施設への搬入

処理施設への搬入は、次のとおりとし、市が搬入施設の変更を指示した場合は、市の指示に従うこと。環境清美工場の修繕工事等により、搬入経路等が変更になる可能性があります。

(1)燃やせるごみ

①搬入施設

環境清美工場 ごみ焼却処理施設（奈良市左京五丁目2番地）

受け入れ時間 午前8時30分から午後4時30分まで

②施設への進入

施設の出入り、及び場内通行に際しては、交通誘導員の指示及び通行区分、標識、信号等に従い、他車の通行に十分注意し、徐行しなければならない。

③計量

搬入するときは、積載物の計量をしなければならない。計量に必要な計量カードは、奈良市の指示に従い、車両ごとに自重登録を行い、予め発行を受けなければならない。

ア. 計量台への移動

ごみ計量棟まで徐行し、信号が青になっていることを確認してから最徐行で計量台に移動し、計量台の上で停車する。

イ. 計量カードの読み込み

計量台の右横に設置されているカードリーダーに計量カードをかざし、読み込ませる。

ウ. 計量

計量カード読み込み後、遮断機が上がるまでそのまま停車し、計量する。

④ごみ焼却処理施設への進入

ア. 計量後は、決められた経路を通り、ごみ焼却処理施設へと徐行する。

イ. 担当者の指示に従い他車に注意しながら、指定されたピット前まで徐行する。

⑤排出作業

ア. 運転手は、指定されたピット投入口に適切に排出できる位置まで最徐行で後退し、車止めで確実に停車する。

イ. 運転手は、車両が安定して停車していることを確認後、手元操作により積載ごみを排出する。積載ごみの排出完了後、排出時にプラットホームに落ちたごみがないか確認し、プラットホームに落ちたごみがあった場合、それらのごみを掃き取り、ピットに投入する。

(2) プラスチック製容器包装

①搬入施設

株式会社八葉 中間処理施設（奈良市西九条町五丁目4番3号）

受け入れ時間 午後0時30分から午後4時30分まで

②施設への進入

施設の出入り、及び場内通行に際しては、他車の通行に十分注意し、徐行しなければならない。

③排出作業

担当者の指示に従い、指定の場所に排出する。

(3) 燃やせないごみ

①搬入施設

環境清美工場 粗大ごみ処理施設（奈良市左京五丁目2番地）

受け入れ時間 午前8時30分から午後4時30分まで

②施設への進入

施設の出入り、及び場内通行に際しては、交通誘導員の指示及び通行区分、標識、信号等に従い、他車の通行に十分注意し、徐行しなければならない。

③計量

搬入するときは、積載物の計量をしなければならない。なお、計量に必要な計量カードは、奈良市の指示に従い、車両ごとに自重登録を行い、予め発行を受けなければならない。

ア. 計量台への移動

ごみ計量棟まで徐行し、信号が青になっていることを確認してから最徐行で計量台に移動し、計量台の上で停車する。

イ. 計量カードの読み込み

計量台の右横に設置されているカードリーダーに計量カードをかざし、読み込ませる。

ウ. 計量

計量カード読み込み後、遮断機が上がるまでそのまま停車し、計量する。

④粗大ごみ処理施設への進入

- ア. 計量後は、決められた経路を通り、粗大ごみ処理施設へと徐行する。
- イ. 場内の他車に注意しながら、担当者の指示に従い所定の位置まで徐行する。

⑤排出作業

- ア. 運転手は、指定されたピット投入口に適切に排出できる位置まで最徐行で後退し、車止めで確実に停車する。
- イ. 運転手は、車両が安定して停車していることを確認後、手元操作により積載ごみを排出する。積載ごみの排出完了後、排出時にプラットホームに落ちたごみがないか確認し、プラットホームに落ちたごみがあった場合、それらのごみを掃き取り、ピットに投入する。

8. 収集業務終了後

(1) 駐車

- ①作業終了後、車両は事前に奈良市に届け出た所定の保管場所に駐車しなければならない。
- ②作業員は、所定の適正な場所に駐車するため、車両を安全に誘導しなければならない。

(2) 業務報告

- ①運転手は、その日に処理した業務内容を所定の書式により、業務責任者に報告しなければならない。

②報告項目

ア. 基本項目

年月日、天気、自動車登録番号又は車両番号、運転手及び作業員氏名、運行記録（出発・到着時刻、出発・経由・到着地点）、業務記録（搬入量、走行距離、給油量）

イ. 特記事項

事故、けが、火災、取り残しごみ等があった場合はその内容

(3) 新型コロナウイルス等の感染症への対策

作業終了後は手洗いを徹底し、作業着を脱ぐ時は外面に触れないよう裏返しながらい、脱いだ作業着は洗濯しなければならない。また、着替え・シャワー等の際には、他の人と十分な距離をとらなければならない。